

「ICT活用の手引」

～福岡県立苅田工業高等学校～

令和4年11月30日 第1版

この手引きは、生徒の学びの質の向上に向けた、ICT（1人1台タブレット型端末）の活用に当たって、端末の管理・使用上のルールや注意点を、生徒や保護者等の皆様と共有することで、効果的なICT活用の推進を図るものです。

本手引をお読みくださり、本校の取組への御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

－目次－

- 1 端末使用の際のルール及び注意点
- 2 生徒用アカウントの取り扱い
- 3 端末・インターネットの特性及び個人情報の扱い方
- 4 健康面への配慮
- 5 トラブルが起きた場合の対応
- 6 その他

1 端末使用の際のルール及び注意点

- 端末を使用するときや持って移動するときに、落としたり、ぬらしたりしないよう、注意すること。
- 端末を家に持ち帰って使用する場合は、事前に端末借用申請書（例）を提出した上で本手引の記載事項を遵守して使用すること。
- 学習に関係のない目的では使わないこと。

2 生徒用アカウントの取り扱い

- 自分のアカウント・パスワードは、忘れないように記録する場合は別の紙にするなど適切に管理すること。
- パスワードは、第三者に教えないこと。

3 端末・インターネットの特性及び個人情報の扱い方

- 本人の許可を得ることなく写真を撮影・掲載したり、録音・録画したりしないこと。
- 自分や他の生徒、家族等の個人情報（名前、住所、電話番号、メールアドレス等）を、ネット上に不用意に書き込まないこと。
- 自他を問わず誹謗中傷等やネット上の差別情報にふれた際は、速やかに担任又は本校担当教員に相談すること。

4 健康面への配慮

- 端末を使用する際は良い姿勢を保ち、目と端末画面の間の距離を 30 cm 以上離すこと。
- 長時間継続して画面を見ないよう、30 分に 1 回は 20 秒以上画面から目を離し、遠くを見るなどして目を休めること。

5 トラブルが起きた場合の対応

- 端末が故障、破損、紛失した場合、又は盗難にあった場合は、本校担当教員に相談・連絡すること。(土日、祝日を除く)

福岡県立苅田工業高等学校 ICT 活用担当 半田 純一

(メール handa-j@fku.ed.jp)

- 上記の場合、生徒の故意又は重大な過失によると認められるときは、保護者等に補償を請求することがあること。

- ネットトラブルに関しては、上記本校担当教員又は次の相談窓口にご相談すること。

福岡県児童生徒のためのネットトラブル相談窓口 (電話 0120-494-100)

6 その他

- ネットワークのトラブルが発生した場合は、管理業者に速やかに対応を依頼するとともに、学習活動を止めないよう措置します。

学習者用端末に関する留意事項

- 1 貸出用の端末を自宅で使用する場合は、「学習者用端末借用申請書」（保護者等による記入が必要）に必要事項を記入の上、担任の先生に提出してください。
- 2 貸出期間中は、保護者等の管理のもと、使用時間・内容に制限を設ける等、健全に利用してください。
- 3 学習活動に使用することが貸出の条件です。学習活動以外の使用は禁止します。
- 4 許可なくアプリケーションをインストールすること及び本体の設定を変更することは禁止します。
- 5 端末を駅や店舗等の公衆無線 LAN（無料 Wi-Fi スポット等）に接続することは禁止します。
- 6 指導者の指示以外による写真や動画等の個人情報の保存は禁止します。
- 7 落下等による衝撃や保管場所の温度等に気を付けて丁寧に扱ってください。
- 8 機器の故障や破損、紛失又は盗難等が発生した場合は、速やかに担任の先生に連絡してください。
- 9 8の場合、生徒の故意又は重大な過失によると認められた時は、保護者等に補償を請求することがあります。

担任	学年主任	生徒指導主事	教務主任	事務長	教頭	校長

学習者用端末借用申請書

令和 年 月 日

福岡県立苅田工業高等学校長 殿

下記の者は、別紙「学習者用端末の貸出に関する留意事項」の内容に同意し、学習者用端末を学習活動に健全に活用いたしますので、緊急時における学習者用端末の貸出の承認をお願い致します。

記

保護者氏名	
生徒氏名	
学科・学年・組・番号	科 年 組 番

- 「学習者用端末の貸出に関する留意事項」の留意事項をすべて確認しました。
 (留意事項を確認したら、□に✓印をつけてください。)

 学校記入欄

借用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
SIMカード番号	
貸出機器名	
貸出承認日	令和 年 月 日